

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための家庭での保育について

1 認可保育所・認定こども園等に在籍している方

(1) 令和2年3月2日～3月25日までの期間

新型コロナウイルス感染症への対応として、学校の臨時休業に伴い、感染拡大を防止する観点から、令和2年2月28日付けにて、認可保育園等に在園している保護者の方へ可能な範囲での家庭での保育についてご協力をお願いしたところです。

区からの協力依頼に応じて、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために登園を控え、家庭での保育にご協力いただいた場合は、基本保育料の減額を行います。詳細は在籍園に確認してください。

(2) 令和2年3月26日～6月30日までの期間

感染予防のために自主的に登園を控え、家庭で保育された場合も同様に基本保育料の減額を行います。事前に、園に新型コロナウイルス感染防止のために、お休みする旨お伝えください。詳細は在籍園に確認してください。

なお、お休みした期間は、休園限度の2か月には数えません。

2 令和2年4月の入園が内定している方

令和2年4月入園児童については、4月1日から登園することを要件として申込みを受け付け、入所調整を行って内定しているため、通常は4月1日に登園しない(できない)場合は、入所調整を公平に行う観点から、4月入園の内定を辞退していただき又は取消し、改めて入園を希望する月の入園申込みを行うよう対応しています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染予防を理由として、保護者から自主的に登園開始日を延期したいとの申し出があった場合に限り、特例的に登園開始日を延ばすことができることとします。所定の用紙により、保育課入園・認定係宛て申し出を行ってください。

詳細は、保育課入園・認定係まで、お問合せください。

【問合せ先】

新宿区子ども家庭部 保育課入園・認定係

電 話 番 号 03-5273-4527

ファックス番号 03-3209-2795